

第25回 著作物の取扱いに対する 不適切な税務指導

1. 背景

アーティスト(“X-artist”)は、かつて、個人としてアート(音楽、漫画、小説、マルチメディアタイトルなどを想定することができる。“W-original”)を創作し、自分の名前で発表した。徐々に“W-original”の派生的著作物(イラスト集、カレンダー、キャラクターグッズなど)の制作の注文が増えてきたため、注文者に整然と対応し、また、著作権ビジネスを営業として行うため、X-artistの資金で会社(“X-co”)を設立した。X-artistは、X-coのコントロール権を確保するため、X-coの株式持分の過半数と、代表取締役の地位を確保しているが、注文者との契約交渉や、X-coの代理人弁護士との連絡などの業務は、もっぱらX-coの役員および従業員が協力し、あるいは、分担し合って処理している。

わが国の産業政策からすれば、X-coのようなスモールカンパニーが多数設立され、小回りのできない巨大企業には容易に創出できないような創造的な産物を迅速に多数送り出すことが望ましい¹⁾。また、Internet利用と安価なネットワーク機器およびソフトウェアの普及は、SOHO(Small Office and Home Office)の展開を助長する。われわれは、巨大企業に入らなくとも、ネットワークを駆使して情報の獲得と発信ができる。ところが、税務当局による、スモールビジネス、とりわけ人間の創造性の発現により対売上比の高い利益率を達成するビジネスを狙い撃ちにする、法的根拠に欠ける不適切な指導事例があいついでいる。

2. X-coからの質問(1)

当社で制作し、当社の名前で発表したアートを法人著作物として処理したところ、

税務当局の職員から、“コンピュータプログラムのような個性に関係のないものは法人著作物となりうるが、アートは個性的なものだから法人著作物になりえない”との指導をうけた。納得がいかないが、この職員の主張は正当なのか?

2.1. 法人著作物とは?

法人税法または所得税法には、法人著作物(または、“職務上作成する著作物”)の定義が存在しない。したがって、税務上“法人著作物”に言及する場合には、その定義は、著作権法15条によらねばならない。税務当局独自の解釈は許されない²⁾。そこで、著作権法15条を参照すると、次のように規定されている。

著作権法第15条
(職務上作成する著作物の著作者)

1. 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2. 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

著作権法15条を参照すれば直ちに明らかになる通り、同条1項がコンピュータプログラム以外を、2項がコンピュータプロ

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 寺本振透

Teramoto Shinto

<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

ラムのみを対象としていることから、プログラムでなくとも、法人著作物となりうるということがわかる¹⁰⁾。プログラムに制作担当者の個性が反映しないというのは、しばしば誤りである¹⁰⁾。さらに、制作担当者の個性の反映なくしては、創出され得ないような数々の著作物について、裁判所は、法人著作物であることを認めてきた¹⁰⁾。そもそも、個性がまったく認められないような表現は著作権の対象となりえないのだし、著作権法15条がアートを排除するとは規定しない以上、アートが法人著作物となり得るのは当然のことである。よって、税務当局の職員の発言にはなんら法的根拠がない。

2.2. 条件の充足

なお、著作権法15条1項に規定されている通り、“使用者の発意に基づき”、“その業務に従事する者が職務上作成し”、“使用者の著作名義で公表されること”が、必要である。

したがって、かつて、X-artistが個人として制作したW-originalは、X-artist個人の発意に基づき、X-artistの著作名義で公表されているはずだから、X-coの法人著作物とはなりえない。

しかしながら、第三者（たとえば、出版社、文具メーカーなど）が、W-originalをベースに、彼らの注文にしたがった二次的著作物（ポスター、カレンダー、キャラクターグッズ等）の制作を求めたとしよう。この場合、通常であれば、次のような諸条件が整うことになる。

- 1) X-coの役員や従業員あるいは代理人弁護士が注文者と交渉する。
- 2) X-coの顧問弁護士が注文者とX-coの間の契約を起案またはレビューする。

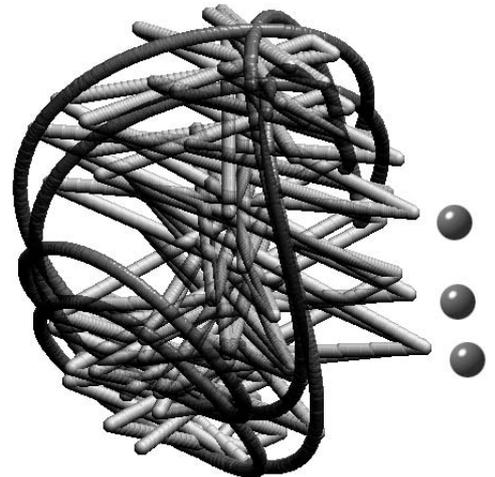
- 3) これらの活動によって、注文条件が確定する。
- 4) X-artistが注文条件に従った二次的著作物を納品しなければX-coの債務不履行が発生することになる。
- 5) X-coの著作名義で、注文条件通りに完成された二次的著作物（“W-derivative”）が公表される。

この場合、W-derivativeは、明らかに、X-coの法人著作物である。W-derivativeの使用許諾をX-coが第三者に対して行った結果の収入はすべてX-coに帰属すべきであり、税務当局が、それをX-artist個人に帰属するという根拠なき主張を行うことははなはだ不当である。

2.3. ソースに対する権利は残っている

もちろん、上記事実の背後には、“X-coは、X-artistから、X-artist個人の著作物であるW-originalの使用許諾を得ている”という関係がある。つまり、“X-artist = (W-originalのライセンス) => X-co => (W-derivativeの制作および発表)”ということである。X-coは、X-artistからW-originalの使用許諾を得なければW-derivativeをX-artistの権利を侵害せずに制作および公表できなかったはずである。したがって、X-coは、X-artistに対して、“X-coとX-artistが仮に、何ら資本関係も人的関係もない第三者同士であり、かつ、同じような機能分担をうけていたときに払ったであろう”公正な金額のロイヤルティーを支払っているはずだと考えるのは自然である。

税務当局は、もし、X-artistがX-coを隠れ蓑として不当に税務負担を減らしていると考えれば、X-coからX-artistに対し



て、上記のような公正な金額よりも少ないロイヤルティーしか払われていないのかどうかに着目すべきである。もし、X-coからX-artistに支払われたロイヤルティーが異常に少なければ、修正を求めるのは合理的である。だが、税務当局には、勝手に、権利の帰属に嘴をはさむ権限はない。もちろん、当事者間の支払額が公正かどうかについての判断に關与する権限が税務当局にあることは否定しない。

2.4. クレジット

なお、テレビドラマ、映画、コンピュータ・プログラム等によくあるように、法人著作物であっても、アーティストや協力者のクレジットを表示することがある。このようなクレジットがあったとしても、著作名義をX-coの名前で明示してあるならば、公表名義には無関係であるから、法人著作物でなくなることはない。

2.5. 公正な金額の

ロイヤルティーとは？

なお、最近、税務当局の職員が、根拠なしに、“X-coがW-derivativeの商業的利用によって得た収入の40%をX-artistに分配しなければならない”と指導する例があるとのことだが、そのような一律の指導は不当である。

取引条件は、個々の例によって異なるのが当然である。たとえば

- 1) 書き下ろしの著作物よりも、派生的な著作物の方が、営業に要するコストが少なく、また、ライセンス先からのロイヤルティー金額も高いことがしばしばある。
- 2) 連載もの、単行本、キャラクターグッ

ズなど、それぞれに、契約の複雑さが異なり、契約交渉に要する費用と時間が異なる。

- 3) 企業のブランドが確立するにつれて、契約交渉における立場が強くなる。

さらに、たとえば、大手出版社から著作権者へのロイヤルティー率が40%にもものぼることはまずありえないのに（多くの場合、3%から5%、どんなに高くても20%にいたることはまずない）、すべてを自分でこなし、少ない収入の中から弁護士報酬や会計士報酬も支払って自分を防御しなければならず、さらに、個人で活動していた頃に出版社に搾取された諸権利を取り返すために莫大なコストと時間をかけなければならないスモールビジネスが、なぜ、大手出版社よりも高率のロイヤルティーを著作権者に対して支払うことが可能なのか、なんら合理的な根拠がない。

法的根拠のない基準を勝手に作り上げて、それに従わないと否認すると称してスモールビジネスを恫喝し、もって、自己の成績を向上させようとする税務職員の行為の結果、よけいな弁護士費用の負担など損害を被った場合には、国家賠償請求をなすことも正当化されうる。

これら職員は、通達ですらない、勝手に内部で作上げた基準と称するものを盾に、“...ということになっている”と嘘偽りを述べ立て、納税者らが互いに情報交換していないために反論を躊躇するのをよいことに、弱いところ、小さいところから順次個別撃破しようとする。納税者らは、団結し、これら職員が居丈高に述べ立てる根拠薄弱な基準と称するものを白日のもとにさらし、公の批判にさらさなければならない。

2.6. 新作の扱い

X-co 発足後の新作であっても、X-co の役員または従業員の協議の結果（あるいは、その結果に基づく注文主との契約）が示す指針に基づいて制作されたものは、X-co 名義で発表されるならば、X-co の法人著作物となる。税務当局の一部の職員が、「著作権をX-artist からX-co に譲渡はできるが、原始的にX-co に帰属することはない」と述べるがあると聞くが、これには、合理的な根拠がない。

もちろん、X-artist がX-co の会社としての方針とは無関係に、趣味で、あるいは、暇にまかせて創作した著作物は、「法人その他使用者の発意に基づき」作成するものとは言いがたいから、公表の際の著作名義いかんにかかわらず、X-artist の個人の著作物となる。これについては、前記と異なり、「著作権をX-artist からX-co に譲渡はできるが、原始的にX-co に帰属することはない」と言える。この場合でも、X-co がX-artist に支払うべき対価の額を一義的に決めてかかることはできない。その著作物が市場でどのような価値を持つか、そのためにX-co がどのようなコストと労力をかけることになるのかを考慮に入れなければならない。

なお、X-co と注文主との間の契約条件がはっきりしないまま、X-co の内部の決定のみで作品を制作した場合には、それが、「法人その他使用者の発意に基づき」作成されたものであったとしても、その事実を証明することが難しくなることがあり得ることには、留意すべきである。

3. “X-co”からの質問(2)

税務当局の職員から、「多数のアーティストをかかえている会社なら、アーティスト

トが制作したアートが法人著作物となり得るが、アーティストが1人しかない会社では、そのアートが法人著作物にはならない」と言われた。この主張は正当なのか？

実質的には、1人または少数の人間で制作される法人著作物は数限りなくある。たとえば、業務用アプリケーションプログラムであっても、そのような例は多い。実際に作業をした者の数が著作権の帰趨に影響するものではない。著作権が帰属するのは、著作物がどのようなものであるべきか、それを世に出すべきかどうかについて決定する権限を持つ者である^⑩。

結局のところ、X-artist が作業をしても、その成果が使えるかどうか判断を下すのが、X-co であれば典型的には役員および従業員の集団、その成果はX-co に帰属する。X-artist がX-co の構成員の意見に無関係に、「これでいいんだ。文句を言うなら、俺は発表しない」と決めてしまうものは、X-artist 個人の著作物となる

脚注：

【①】<http://www.st.rim.or.jp/terra/frforswv/> 参照。

【②】金子宏「租税法 第二版」弘文堂1988年106頁参照。

【③】著作権法15条2項は、プログラムが未公表の場合も多いことから、特に法人名義による公表を要求しないこととしたもの。「著作権法実務提要」第一法規（加除式）343頁の2参照。

【④】たとえば、マイクロソフトコーポレーション対秀和システムトレーディング株式会社外一名（東京地判昭和62年1月30日、無体集19巻1号1頁）は、PC用BIOSについて、創作者の個性があらわれることを認めつつ、それがマイクロソフト社の法人著作物であることを認めた。

【⑤】「台湾統治概要」につき、株式会社竜溪書舎対国（東京高判昭和57年4月22日、無体集14巻1号193頁）、「建築設計図」につき、きたむら建築設計株式会社対株式会社アメリカン・ボウリングサービス外一名（東京地判昭和52年1月28日、無体集9巻1号29頁）、「宅建受験用参考書」につき、株式会社東京リーガルマインド対株式会社早稲田経営学院外一名（東京地判平成6年7月25日、知財集26巻2号756頁）、「漫画ボパイのキャラクター」につき、キング・フィーチャーズ・シンジケート・インコーポレーテッド対株式会社山和東京地判平成4年3月18日（判例時報1435号131頁）、その他多数。

【⑥】智恵子抄事件（最判平成5年3月30日、判例時報1461号3頁）。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp